がんばろう！東北

記者発表資料

平成２４年５月２４日
東北地方整備局

「建設業法令遵守推進本部」の活動について

～建設業の法令遵守に向け立入検査を実施
平成２３年度は６８社に立入検査、２５社に勧告を実施～

東北地方整備局では、建設生産物の品質を確保し、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図るため、平成１９年度に「建設業法令遵守推進本部」を設置し、建設業者への指導・監督を行っています。

今年度の法令遵守活動にあたり、平成23年度の活動結果及び平成24年度の活動方針についてお知らせします。

＜発表記者会　：　宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会＞

＜問い合わせ先＞
国土交通省　東北地方整備局　　電話 022（225）2171（代表）
建政部　計画・建設産業課
建設業適正契約推進官　菊池（きくち）　孝（たかし）　（内線 6119）
建設専門官　佐藤（さとう）　勝也（かつや）　（内線 6142）

「建設業法令遵守推進本部」の活動について

【平成２３年度の活動結果について】

１．推進本部に寄せられた通報件数

・通報件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８７件（４１件）

（うち建設業法違反疑義情報の件数・・・・・　　９件（　７件））

【法令違反疑義情報の内容】

◆元下請負契約関係　（契約書面の交付義務違反）
◆施工現場法令違反関係　（現場技術者専任義務違反、一括下請負）
◆その他　（施工体制台帳・施工体系図作成義務違反）

※（　）内数は「駆け込みホットライン」に寄せられた件数

２．建設業者に対する立入検査等の実施件数

・立入検査・報告徴取の件数・・・・・・・　６８社

３．監督処分・勧告の実施概要

・「監督処分」・・・・・・・・・・・・・・・・・ なし

・「勧　告」（建設業法第４１条第１項）**・・・　２５社　３９件**

【勧告内訳】

◆下請契約に係る契約書面の適正交付・・・・・・１６件
◆下請代金の支払に係る法定支払期限の遵守・・・１９件
◆契約締結書面を適切な時期に交付・・・・・・・　４件

４．「建設業取引適正化推進月間」（11月）の実施内容

※国土交通省及び都道府県において、１１月を「建設業取引適正化推進月間」とし、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組んでいます。

平成２３年度の主な取組結果は次のとおりです。

・立入検査を集中的に実施
　大臣許可業者　１８社
　知事許可業者　　８社（県との「共同立入検査」）
・建設業者等を対象とした法令遵守に関する「講習会」を東北６県７箇所で実施

【平成２４年度の活動方針について】　（詳細別紙）

※主な取り組み

①建設業の法令遵守に向けた立入検査の実施
②「建設業取引適正化推進月間」（１１月）における活動
③社会保険未加入企業対策の促進
④県知事許可部局との連携

（別　紙）

平成２４年度
「東北地方整備局　建設業法令遵守推進本部」
活　動　方　針

【基本方針】

東北地方整備局では、建設生産物の品質を確保し、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図るため、平成１９年度に「建設業法令遵守推進本部」を設置し、建設業者への指導・監督を行っています。

今年度においては、平成２３年３月に発生した東日本大震災による復旧・復興工事が本格化すること、また、平成２３年６月に取りまとめられた「建設産業の再生と発展のための方策２０１１」を受け社会保険未加入企業対策が実施されることを踏まえ、建設業の健全な発展のため、法令遵守活動を推進していきます。

＜主な取り組み＞

１．建設業の法令遵守に向けた立入検査の実施

２．「建設業取引適正化推進月間」（１１月）における活動

３．社会保険未加入企業対策の促進

４．県知事許可部局との連携

【１】具体的な取り組み

１．建設業の法令遵守に向けた立入検査の実施

（１）検査項目

以下の検査項目に重点を置き、立入検査による指導・監督を行います。

①「取引の適正化」に関する取組

不明確な内容の請負契約により建設工事が施工されると契約当事者間で様々な紛争の原因となること、また、下請代金が適正に支払われなければ下請負人の経営の安定が阻害されるばかりではなく、手抜き工事等の誘発も懸念されることから、以下の項目について検査を行います。

○請負契約書の作成の有無、不適正な内容の有無
○下請代金の不払いの有無、遅延の有無

②「施工体制の適正化」に関する取組

建設工事の施工は、一般的に各種専門工事の組み合わせにより重層化した下請構造を有していることなどから、施工の管理や技術者の配置など建設業者の施工能力が重要となります。そこで、不適正な施工を未然に防止するため、以下の項目について検査を行います。

○監理技術者、主任技術者及び営業所専任技術者の不適正な配置
○一括下請負の有無
○施工体制台帳の整備の有無
○営業所の不適正な設置（「名ばかり営業所」の取締り）

（２）検査対象

以下の建設業者に対して立入検査を行います。

①元請下請間の取引の適正化に関する立入検査

○下請取引等実態調査(国土交通本省による調査)で指導項目があった業者
○過去に立入検査を実施し指導（勧告）を行った業者
○低入札価格調査制度対象工事の受注業者　等

②一括下請負等の建設業法違反に関する通報に基づく立入検査

○駆け込みホットラインへ通報があった業者
○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第１１条の規定に基づき公共発注機関から通知があった業者　等

③東日本大震災の復旧・復興工事における建設業者への指導・監督

復旧・復興における建設工事の増大に起因して建設業法違反の増加が懸念されることから、上記①及び②に加え、震災関連工事に関係する建設業者に対しては、以下の事項に特に着目し、指導・監督を行います。

（ⅰ）適正な施工体制の確保

建設工事の適正な施工を確保するため、「技術者の配置状況」や「施工体制台帳の作成状況」について確認を行います。

（ⅱ）「営業所の不適正な設置（名ばかり営業所）」の取締りの強化

震災後設置された建設業者の営業所に対して、「営業実態」の確認を行います。

（ⅲ）発注者（一般消費者）との取引の適正化

発注者（一般消費者）保護の観点から、民間工事における発注者（一般消費者）と建設業者との「書面による請負契約」等について確認を行います。

２．「建設業取引適正化推進月間」（１１月）における活動

国土交通省及び都道府県において、１１月を「建設業取引適正化推進月間」とし、建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を行うこととしています。

今年度も次のとおり取り組みを行います。

①建設業者を対象とした法令遵守の講習会の実施

②立入検査の集中的な実施

３．社会保険未加入企業対策の促進

建設産業において、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない保険未加入企業が存在することから、企業間の公正な競争環境の整備、建設労働者、特に若年者の雇用の確保を目的に、保険加入促進に向け以下の対策を行います。

①建設業許可、経営事項審査における保険未加入企業の確認及び指導

②立入検査による指導

４．県知事許可部局との連携

建設業者への指導・監督を効果的に行うため、県の建設業許可部局と建設業法違反情報等について情報共有及び意見交換を行います。

【２】違反業者への対応

立入検査等の結果、悪質な違反が確認された場合には、監督処分を行います。